

佐賀県警察に対する特別監察の実施状況について（概要）

監察実施項目と実施手順

① D N A型鑑定の実施体制とその実施状況

- 不適切な取扱いを行った職員（以下「対象職員」という。）が単独で実施した全ての鑑定に関し、2つの体制を構築して「捜査・公判への影響の有無」と「鑑定の実施状況」の確認を行う。
- 確認作業は、佐賀県警察が不適切と判断したD N A型鑑定130件について行った上で、それ以外の鑑定513件（D N A型鑑定502件、その他11件）について行う。
- 「捜査・公判への影響の有無」の確認については、送致書類・捜査報告書等を精査することにより行う。
- 「鑑定の実施状況」の確認については、科学警察研究所のD N A型鑑定の専門家を中心に、外部有識者（玉木京都大学名誉教授、青木名古屋市立大学名誉教授）から意見を聴取し、その内容を反映して作成する手順に従って実施する。また、確認の結果についても意見の聴取を予定している。

② 不適切事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止策

- ①の調査を通じ、佐賀県警察におけるD N A型鑑定の業務上の問題点を抽出し、その原因を分析し、再発防止策の検討を行う。

「捜査・公判への影響の有無」についての確認状況（中間報告）

佐賀県警察が不適切と判断した対象職員によるD N A型鑑定130件の「捜査・公判への影響の有無」についての確認状況の概要は下記のとおり。

- 130件のうち、犯罪捜査目的が101件、犯罪捜査目的以外が29件。
- 犯罪捜査目的の101件の鑑定結果により「本来、被疑者でない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。
- 鑑定結果が検察庁に送致されていると認められる25件のうち18件について、検察庁において公判に使用されておらず、公判への影響がないことが確認された。7件については、引き続き確認中である。
- 捜査中の事件に関する鑑定25件及び時効が成立している事件に関する鑑定9件について、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないか、引き続き、「鑑定の実施状況」の確認結果等を踏まえた確認を行う。

資料一覧

○ 佐賀県警察に対する特別監察の手順等についての説明	
1 - 1	佐賀県警察に対する特別監察について
1 - 2	確認作業の進め方について
1 - 3	特別監察に関する工程表
○ 佐賀県警察が不適切と判断したD N A型鑑定（130件）の捜査・公判への影響の確認状況	
2 - 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捜査・公判への影響の確認作業に当たっての考え方 ・ 佐賀県警察が不適切と判断したD N A型鑑定（130件）の目的別の内訳について
2 - 2	犯罪捜査目的の鑑定について① 【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、犯人を特定し、検挙している事件に関するもの】
2 - 3	犯罪捜査目的の鑑定について② 【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、捜査中の事件に関するもの】
2 - 4	犯罪捜査目的の鑑定について③ 【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、時効が成立している事件に関するもの】
2 - 5	犯罪捜査目的の鑑定について④ 【被害者のD N A型を鑑定するための鑑定】
2 - 6	犯罪捜査目的の鑑定について⑤ 【変死体の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定のうち、事件性を判断するためのもの】
2 - 7	犯罪捜査目的の鑑定について⑥ 【変死体の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定のうち、身元の確認を行うためのもの】
2 - 8	犯罪捜査目的以外の鑑定について① 【死体の身元を確認するための鑑定】
2 - 9	犯罪捜査目的以外の鑑定について② 【行方不明者の身元確認をできるようにするための鑑定】
2 - 10	総括
○ 参考資料	
(参考1)	犯罪捜査の流れ（例）
(参考2)	死体発見時の取扱いの流れ（例）
(参考3)	特異行方不明者に係るD N A型鑑定の活用（例）
(参考4)	DNA型鑑定の流れ
(参考5)	佐賀県警察が不適切と判断したD N A型鑑定（130件）の分類表

特別監察の概要

1 監察の趣旨

- 佐賀県警察において発生したDNA型鑑定に係る不適切な取扱い事案に関し、業務上の問題点を把握し、再発防止策を検討した上で報告書をとりまとめ、佐賀県警察に対して必要な指導を行う。
- 本監察の実施結果に関する報告書を他の都道府県警察に対しても通知し、この種事案の発生の絶無を期す。

2 実施時期

令和7年10月8日（水）～

3 監察実施項目

- DNA型鑑定の実施体制とその実施状況
- 不適切事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止策

特別監察の実施手順

1 DNA型鑑定の実施体制とその実施状況（監察実施項目①について）

- 佐賀県警察におけるDNA型鑑定の実施体制を確認し、不適切な取扱いを行った職員（以下「対象職員」という。）によるDNA型鑑定の実施状況、上司による決裁の実施状況等について調査する。
- 上記の調査過程において、対象職員が単独で実施した全ての鑑定に関し、(1) 捜査・公判への影響の有無、(2) 鑑定の実施状況（不適切な取扱いがある場合はその内容を含む。）の確認を行う。
- 上記(1)及び(2)の確認は、① 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定130件、② それ以外の当該職員が実施した513件（DNA型鑑定 502件、その他 11件）の鑑定の順に実施し、次のカテゴリーに分けて結果を取りまとめる。

	検査・公判への影響の有無の確認	対象職員による鑑定の実施状況の確認
佐賀県警察が不適切と判断した130件	(1) - ①	(2) - ①
当該職員が実施した他の鑑定（513件）	(1) - ②	(2) - ②

2 不適切事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止策（監察実施項目②について）

- 上記の調査を通じて、佐賀県警察におけるDNA型鑑定の業務上の問題点を抽出する。
- 抽出された業務上の問題点について、その原因を分析し、再発防止策の検討を行う。

3 監察結果のとりまとめ

- 上記のカテゴリーに分けて、順次、確認作業及び業務上の問題点の抽出を行い、それらを踏まえて原因分析、再発防止策の検討を実施し、監察結果をとりまとめる。
- 取りまとめた監察結果に基づき、佐賀県警察に対する指導を行う。

- ◎ 対象職員が実施した全ての鑑定に関する確認を実施するため、刑事企画課刑事指導室長の統括の下、警察庁刑事局・科学警察研究所の職員を構成員とする以下の2つの体制を構築して確認作業を実施

捜査・公判への影響の確認

1 体制

刑事企画課課長補佐、係長等(10名)

2 目的

対象職員によるDNA型鑑定の捜査・公判における使用状況を確認し、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」といった捜査・公判への影響を確認

3 確認項目

(1) 事前準備

対象職員が鑑定を実施した事案に関する事件書類等の集約

(2) 確認の内容

佐賀県警察に保管されていた送致書類・捜査報告書等の関係書類を精査し、

① DNA型鑑定結果の捜査への使用状況、② DNA型鑑定結果の検察庁への送致の有無、③ 送致した事案については、公判での使用状況について佐賀県警察が確認した状況

を確認し、捜査・公判への影響を確認

対象職員による鑑定の実施状況の確認

1 体制

科学警察研究所生物第四研究室長、主任研究官、犯罪鑑識官付鑑定人等(17名)

2 目的

対象職員が行ったDNA型鑑定等について、保存されている資料や電子データにより、不適切な取扱いの有無を確認

3 確認項目

(1) 事前準備

- ・ 佐賀県警察科学捜査研究所に保存されている決裁資料のほか、写真や鑑定機器等に保存されている電子データの整理
- ・ 対象職員による鑑定の実施状況を確認する手順の整理
⇒ 外部有識者である玉木京都大学名誉教授・青木名古屋市立大学名誉教授から意見聴取を実施し、その内容を反映

(2) 確認の内容

対象職員の決裁文書に添付されている写真、定量検査結果及び電気泳動検査結果を印字した資料と鑑定機器等に保存されている電子データを比較することなどにより、不適切な取扱いの有無を確認

①DNA型鑑定の実施体制とその実施状況

対象職員による鑑定の実施状況

鑑定データ保全
決裁文書・データ等の整理
解析用資機材の確保・整備

調査手法の検討
外部有識者からの意見聴取

佐賀県警察が不適切と判断した
130件の鑑定の確認

外部有識者から確認状況に関する意見聴取

佐賀県警察が不適切と判断した130件の確認結果のとりまとめ

130件以外の鑑定（513件）の確認

130件以外の鑑定（513件）の確認

外部有識者から調査結果に関する意見聴取

対象職員が実施した全ての鑑定に関する確認結果のとりまとめ

②不適切事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止策

対象職員が実施した鑑定に関する確認結果・対象職員の上司等への聞き取りの実施結果等を踏まえ、不適切事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止策を検討し、とりまとめ

特別監察結果とりまとめ

捜査・公判への影響の確認作業に当たっての考え方

本件不適切な取扱いを行った職員（以下「対象職員」という。）によるDNA型鑑定の捜査・公判への影響を確認するに当たっては、

- 対象職員によるDNA型鑑定結果を基にした警察活動により、「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」、といった捜査上、不適切な事態が生じていないか
 - 対象職員によるDNA型鑑定結果により、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないか
 - 対象職員によるDNA型鑑定結果が検察庁に送致され、公判で使用されることにより、公判に影響を与えていないか
- といった観点から、佐賀県警察に保管されている捜査書類等の確認作業を実施した。

佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）の目的別の内訳について

▷ 確認の結果、「犯罪捜査目的」のものが101件、「犯罪捜査目的以外」のものが29件あり、その内訳は次のとおりであった。

【犯罪捜査目的 101件】

I 犯人を特定し、検挙するための鑑定 72件

犯人が犯行現場に遺留したとみられるタバコの吸い殻等や被害者の着衣に付着した微物についてDNA型鑑定を行うことなどにより、犯人を特定することを目的としたもの。

II 被害者のDNA型を確認するための鑑定 1件

犯人と被害者両方のDNA型が検出される可能性がある証拠のDNA型鑑定結果から、犯人由来のDNA型と被害者由来のDNA型を選別するため、被害者の口腔内細胞を鑑定資料として、被害者のDNA型を確認することを目的としていたもの。

III 変死体（犯罪による死亡の疑いのある死体）の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定 28件

死体の近くにあった血痕、刃物等についてDNA型鑑定を行い、第三者の関与の有無を確認することや、死体から採取した血液や爪等についてDNA型鑑定を行い、死体の身元を確認することを目的としていたもの。

【犯罪捜査目的以外 29件】

IV 死体の身元を確認するための鑑定 19件

死体から採取した爪等についてDNA型鑑定を行い、犯罪による死亡の疑いのない死体の身元を確認することを目的としていたもの。

V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定 10件

行方不明者が使用していた歯ブラシ等から採取した資料や行方不明者の家族から採取した口腔内細胞についてDNA型鑑定を行い、行方不明者を発見した際に身元の確認ができるようにすることを目的としていたもの。

注：1通の鑑定嘱託書を受けて行った鑑定を1件とする。

犯罪捜査目的の鑑定について①

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、犯人を特定し、検挙している事件に関するもの】

I 犯人を特定し、検挙するための鑑定 72件

「犯人を検挙している事件に関する鑑定」が38件、「捜査中の事件に関する鑑定」が25件、「時効が成立している事件に関する鑑定」が9件あり、それぞれの確認結果は次のとおりであった。

1 犯人を検挙している事件に関する鑑定 38件

【書類等の確認結果】

事件の犯人を特定し、被疑者として検察庁に送致（※）している事件の捜査において対象職員が実施したDNA型鑑定が38件確認された。

- ▷ DNA型鑑定以外の証拠の有無（証拠あり38件、証拠なし0件）
 - ・ この38件の鑑定が行われた35の事件について、送致した人物が犯人であることを立証する証拠が対象職員による鑑定結果のみとなっているものは確認されず、被疑者の自供や目撃者の供述、防犯カメラ映像等により、送致した人物が犯人であることを立証していた。
(※ 触法少年については児童相談所に通告)
- ▷ 検察庁への送致の有無（送致あり21件、送致なし17件）
 - ・ この38件のうち、21件については検察庁に鑑定結果が送致されているものと認められた。この21件について検察庁に確認したところ、17件については、検察庁において公判に使用されていないことが確認され、残りの4件のうち、1件は検察庁から家庭裁判所に送致（※）され、3件は検察庁において送致を受けているかや公判において使用していないかを確認中である。
(※ 家庭裁判所に対し、少年審判における鑑定結果の使用の有無や影響について確認したが、裁判官の判断に関わるものであることからお答えできないという理由で回答が得られなかった。)
 - ・ 残りの17件については、検察庁に送致されていないものと認められた。

【捜査・公判への影響】

- ▷ 捜査への影響
 - ・ これら38件について、対象職員によるDNA型鑑定結果のみで犯人であることを立証している事件はなく、対象職員によるDNA型鑑定結果により、「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。
- ▷ 公判への影響
 - ・ 検察庁に送致された21件のうち、対象職員によるDNA型鑑定結果が公判に使用されていないことが確認された17件と、検察庁に送致されていない17件の合計34件については、公判への影響はないことが確認された。
 - ・ 検察庁において確認中の3件については、引き続き公判への影響について確認中であり、検察庁から家庭裁判所に送致された1件については、家庭裁判所から、裁判官の判断に関わるものであることからお答えできないという理由で回答が得られなかったため、審判への影響を確認することはできなかった。（なお、これらについても、上記のとおり、対象職員によるDNA型の鑑定結果のみで犯人であることを立証している事件は確認されていない。）。

犯罪捜査目的の鑑定について②

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、捜査中の事件に関するもの】

2 捜査中の事件に関する鑑定 25件

【書類等の確認結果】

事件の犯人を特定し、被疑者として検察庁に送致するに至っておらず、捜査中の事件において実施したDNA型鑑定が25件確認された。

- ▷ DNA型の検出の有無（検出あり8件、検出なし17件）
 - ・ この25件のうち、8件についてはDNA型が検出されたが、当該鑑定結果によって被疑者の特定に至り、特定の人物に対する捜査を実施しているものは認められなかった。
 - ・ 残りの17件についてはDNA型が検出されなかった。

【捜査への影響】

- ▷ この25件のうち、DNA型が検出された8件については、対象職員によるDNA型鑑定結果を基に特定の人物に対する捜査は行われておらず、対象職員によるDNA型鑑定により「本来、被疑者でない方を捜査対象とした」といった捜査への影響はないことが確認された。また、DNA型が検出されなかった残りの17件についても、DNA型鑑定結果を基に特定の人物に対する捜査を実施しているものは認められなかった。
- ▷ この25件については、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていないかについて、今後の「対象職員による鑑定の実施状況」の確認結果を踏まえて確認する必要がある。

犯罪捜査目的の鑑定について③

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、時効が成立している事件に関するもの】

3 時効が成立している事件に関する鑑定 9件

【書類等の確認結果】

事件の犯人の特定に至らず、時効が成立している事件の捜査において実施したDNA型鑑定が9件確認された。

▷ DNA型検出の有無（一部検出あり2件、検出なし7件）

9件のうち、対象職員によるDNA型鑑定で犯人の特定に至らない程度のDNA型が検出されたものが2件あり、残りの7件についてはDNA型は検出されなかった。

▷ 檢察庁への送致の有無（送致あり3件、送致なし6件）

- 9件のうち、DNA型が検出された2件については、当該鑑定を実施した事件の時効に伴い、いずれも鑑定結果を検察庁に送致しているものと認められた。また、DNA型が検出されなかった残りの7件のうち、1件については、関連事件と思料される同種事件を検察庁に送致した際に、関連書類として鑑定結果を送致しているものと認められた。

- これらの3件については、検察庁に鑑定結果の送致を受けているかや公判において使用していないかを確認中である。

- DNA型が検出されなかった7件のうち、残りの6件については、検察庁に送致されていないことが確認された。

【捜査・公判への影響】

▷ 捜査への影響

- この9件については、対象職員によるDNA型鑑定で犯人の特定に至っておらず、対象職員によるDNA型鑑定により「本来、被疑者でない方を捜査対象とした」といった捜査への影響はないことが確認された。

- この9件については、対象職員によるDNA型鑑定結果により、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていないかについて、今後の「対象職員による鑑定の実施状況」の確認結果を踏まえて確認する必要がある。

▷ 公判への影響

- 検察庁に送致した上記3件については、検察庁に鑑定結果の送致を受けているかや公判において使用していないかを確認中であり、その確認結果を踏まえて判断する必要がある。

犯罪捜査目的の鑑定について④ 【被害者のDNA型を鑑定するための鑑定】

II 被害者のDNA型を確認するための鑑定 1件

【書類等の確認結果】

被害者のDNA型を確認することを目的として、被害者の口腔内細胞を鑑定資料として行われたDNA型鑑定が1件確認された。

▷ 檢察庁への送致の有無（送致あり1件、送致なし0件）

- この1件については、検察庁に送致しているものと認められ、検察庁に鑑定結果の送致を受けているかや公判において使用していなかを確認中である。

【捜査・公判への影響】

▷ 捜査への影響

- 対象職員によるDNA型鑑定結果は、被害者のDNA型を確認するために行われたものであり、犯人を特定するためのものではないことから、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。

▷ 公判への影響

- 本件については、検察庁に鑑定結果の送致を受けているかや公判において使用していなかを確認中であり、その確認結果を踏まえて判断する必要がある。

犯罪捜査目的の鑑定について⑤

【変死体の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定のうち、事件性を判断するためのもの】

III 変死体(犯罪による死亡の疑いのある死体)の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定 28件

「事件性を判断するためのもの」が21件、「身元の確認を行うためのもの」が7件あり、それぞれの確認結果は次のとおりであった。

1 事件性を判断するためのもの 21件

【書類等の確認結果】

犯罪による死亡の疑いのある死体の近くにあった血痕、刃物等についてDNA型鑑定を行い、第三者の関与の有無を確認することにより、死体が犯罪により死亡した事件性のあるものであるかを確認するために行われたDNA型鑑定が21件確認された。

▷ 事件性の判断

- ・ 21件の鑑定に関連する死体については、対象職員によるDNA型鑑定結果のみを根拠に事件性を判断しているものではなく、死体発見時の現場や死体の状況、解剖結果、遺族からの聞き取り等により総合的に事件性の判断がなされており、事件性のある死体はなかったことが確認された。

【捜査への影響】

- ▷ 21件の鑑定に関連する死体に事件性はなく、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。

犯罪捜査目的の鑑定について⑥

【変死体の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定のうち、身元の確認を行うためのもの】

2 身元の確認を行うためのもの 7件

【書類等の確認結果】

犯罪による死亡の疑いのある死体から採取した血液や爪等についてDNA型鑑定を行い、死体の身元を確認するために行われたDNA型鑑定が7件確認された。

▷ 身元の確認

- 7件の鑑定に関連する死体については、対象職員によるDNA型鑑定結果のみを根拠に身元を確認しているものではなく、死体の発見場所、死体の所持品、遺族からの聞き取り等も踏まえ、身元の確認が行われていた。

▷ 事件性の判断

- 対象職員によるDNA型鑑定結果以外に死体発見時の現場や死体の状況、解剖結果、遺族からの聞き取り等により総合的に事件性の判断もなされており、事件性のある死体はなかったことが確認された。

【捜査への影響】

- ▷ 7件の鑑定に関連する死体に事件性はなく、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。

犯罪捜査目的以外の鑑定について① 【死体の身元を確認するための鑑定】

IV 死体の身元を確認するための鑑定 19件

【書類等の確認結果】

発見状況等から犯罪による死亡の疑いのない死体から採取した爪等についてDNA型鑑定を行い、死体の身元を確認するために行われたDNA型鑑定が19件確認された。

▷ 身元の確認

- 19件の鑑定に関連する死体については、全て身元が確認されているが、対象職員によるDNA型鑑定結果のみを根拠に身元を確認しているものではなく、死体の発見場所、死体の所持品、遺族からの聞き取り等も踏まえ、身元の確認が行われていた。

【捜査への影響】

- 犯罪捜査を目的とするものではなく、捜査に影響しない。

【死体の身元確認業務への影響】

- 対象職員によるDNA型鑑定により「死体を別人と間違えた」といった取扱いは認められなかった。

犯罪捜査目的以外の鑑定について② 【行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定】

V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定 10件

【書類等の確認結果】

行方不明者を発見した際に速やかに身元の確認ができるようにするために、予め行方不明者のDNA型や行方不明者の家族のDNA型を把握しておくことを目的に行われたDNA型鑑定が10件確認された。

▷ 身元の確認

- ・ この10件のうち、1件の鑑定に関連する1名の行方不明者は発見されており、対象職員によるDNA型鑑定結果のほか遺留品から身元を確認していた。

▷ 届出の取下げ

- ・ 残りの9件のうち、2件の鑑定に関連する1名の行方不明者、4件の鑑定に関連する1名の行方不明者の届出は取り下げられた。

▷ 未発見

- ・ 残りの3件の鑑定に関連する1名の行方不明者については発見に至っていないことが確認された。

【捜査への影響】

▷ 犯罪捜査を目的とするものではなく、捜査に影響しない。

【行方不明者発見業務への影響】

▷ 身元が確認された1名の行方不明者については、対象職員によるDNA型鑑定により「行方不明者を別人と間違えた」といった取扱いは認められなかった。

▷ 発見された1名以外の3名について、対象職員によるDNA型鑑定により、行方不明者のDNA型や行方不明者の家族のDNA型が適切に採取されていなかったため、「行方不明者の身元を適切に確認できなかった」といった取扱いの有無等については、今後の「対象職員による鑑定の実施状況」の確認結果を踏まえて判断する必要がある。

総括①

▷ 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定(130件)について、その実施目的に応じて分類した上で、対象職員によるDNA型鑑定を基にした警察活動等により、捜査・公判に下記のような影響が生じていないか、捜査書類等で確認した上記の結果をとりまとめると、次のとおりである。

(捜査への影響)

A-1 「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査上の不適切な事態や支障が生じていないか。

A-2 「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないか

(公判への影響)

B 公判で使用されることにより、公判に影響を与えていないか

(行政上の支障)

C 行政目的で行われる死体や行方不明者の身元確認に支障が生じていないか

	(捜査への影響)		(公判への影響)		(行政上の支障)	
	A-1	A-2	B	C		
I 犯人を特定し、検挙するための鑑定 (72件)						
① 捜査事件 (38件)	影響なし (38件)	—	影響なし (35件) 検察庁確認中 (3件)	—	—	—
② 捜査中 (25件)	影響なし (25件)	鑑定の実施状況確認中 (25件)	—	—	—	—
③ 時効 (9件)	影響なし (9件)	鑑定の実施状況確認中 (9件)	検察庁確認中 (3件)	—	—	—
II 被害者のDNA型を確認するための鑑定 (1件)						
	影響なし (1件)	—	検察庁確認中 (1件)	—	—	—
III 変死体(犯罪による死亡の疑いのある死体)の事件性の判断や身元の確認するための鑑定 (28件)						
① 事件性の確認 (21件)	影響なし (21件)	—	—	—	—	—
② 身元の確認 (7件)	影響なし (7件)	—	—	—	—	—
IV 死体の身元を確認するための鑑定 (19件)						
	—	—	—	—	支障なし (19件)	—
V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定 (10件)						
	—	—	—	—	支障なし (7件) 鑑定の実施状況確認中 (3件)	—

総括②

- ▷ 鑑定実施結果の確認を要するもの（捜査中のもの25件、時効が完成したものの9件）、検察庁に確認を要するもの（7件）については、今後、速やかに確認を行い、その結果を反映させた形で、改めて「捜査・公判への影響」についてとりまとめることとしている。
 - ▷ 特別監察を実施中も、全国警察本部長会議でDNA型鑑定の適正な実施を確保するための取組を推進するよう指示したところであり、引き続き、先般、通達を発出して指示した再発防止策（※）を徹底する。
- ※ 「鑑定における不正を防止するための対策について（通達）」（令和7年9月8日付け警察庁丁鑑発第2220号）において指示した事項
- 警察署との連絡窓口の設置等
 - 鑑定作業の複数人によるチェック
 - 日々の業務報告及び進捗状況の組織的把握
 - 分析結果の印刷物への分析月日の明示
 - ログ等の検証
 - 業務量の調整
 - 決裁時における分析結果及び鑑定書等の確認
 - 身上把握の徹底
 - 正確な鑑定の重要性に関する教養の徹底
 - マネジメント教養の機会の提供

参考：検察庁への鑑定結果の送致件数について

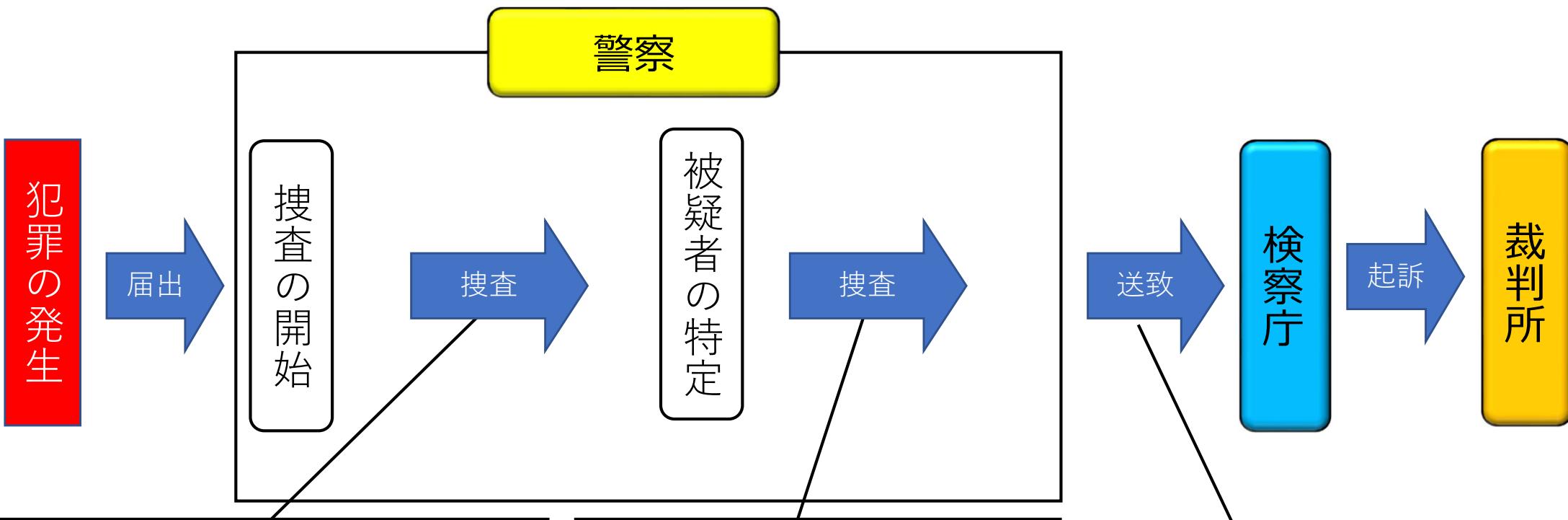
- 佐賀県警察の調査では、対象職員による不適切な鑑定に関連する事件で検察庁に送致しているものについて、検察庁に鑑定結果の送致を受けているかを確認し、16件の鑑定結果が検察庁に送致されているとしていたところであるが、特別監察において、佐賀県警察に保管されていた書類を確認した結果、16件以外に鑑定結果が検察庁に送致されているもの9件が認められ、合計25件の鑑定結果を検察庁に送致していると認められた。
- 上記佐賀県警察からの鑑定結果の送致についての確認に対し、検察庁は、対象職員による鑑定結果の送致を16の事件について受けている旨を回答していたところであるが、16の事件の中に、1つの事件に対して2件の対象職員による鑑定結果が送致されているものが2事件含まれており、検察庁としては、16事件に関する18件の対象職員による鑑定結果の送致を受けていたところであった。
- 特別監察において新たに把握した9件のうちの2件は、上記18件に含まれており、既に検察庁において確認済みのものであったことから、現在、検察庁に確認を依頼しているものは、9件からこの2件を除いた7件となっている。

【検察庁に送致されている対象職員による鑑定結果25件の内訳】

・佐賀県警察調査で明らかになっているもの（16件）		
「犯人を検挙している事件に関する鑑定」	16件	
・上記16件以外で検察庁確認済みのもの（2件）		
「犯人を検挙している事件に関する鑑定」	2件	
・検察庁に確認を依頼しているもの（7件）		
「犯人を検挙している事件に関する鑑定」	3件	
「時効が成立している事件に関する鑑定」	3件	
「被害者のDNA型を確認するための鑑定」	1件	

16事件

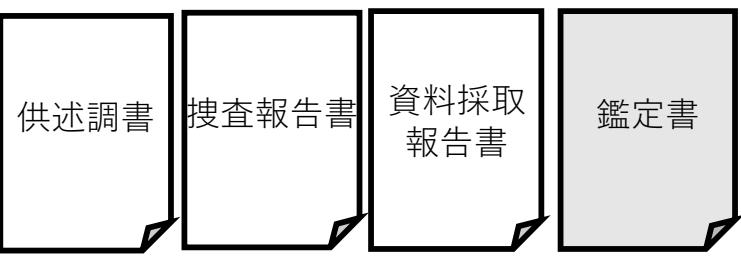
犯罪捜査の流れ (例)



【捜査の例】

- 関係者の事情聴取
- 防犯カメラ捜査
- 鑑識活動
- 鑑定 (指掌紋、足跡、DNA型等)

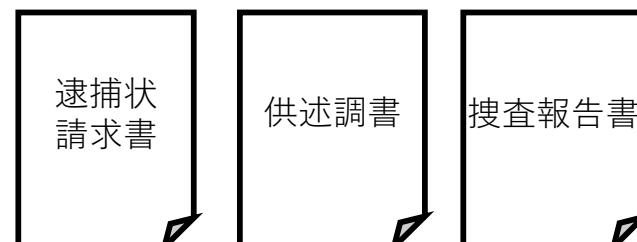
【作成する書類の例】



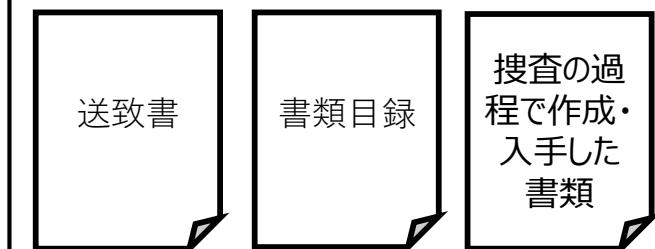
【捜査の例】

- 被疑者の逮捕
- 被疑者の取調べ
- 被疑者供述の裏付け

【作成する書類の例】



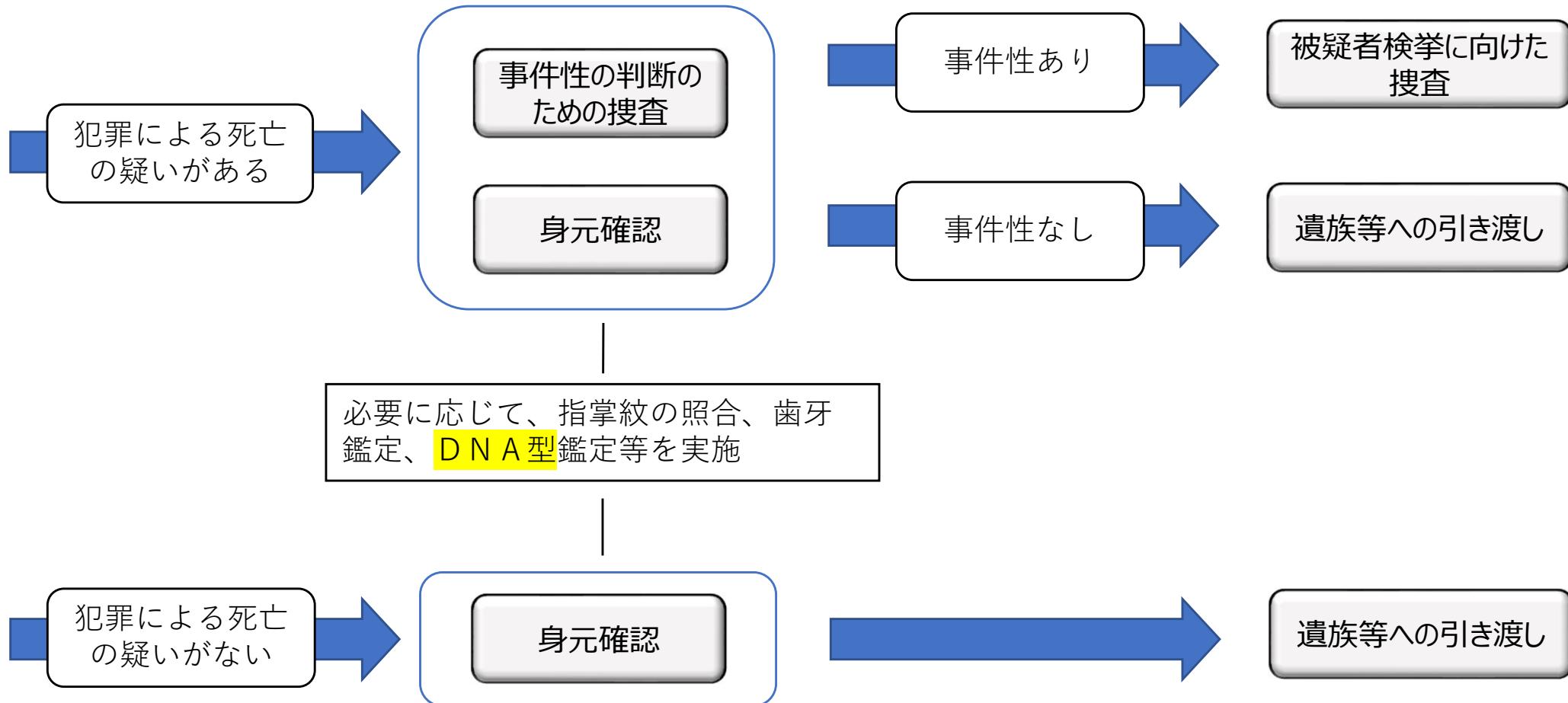
【検察庁に送る書類の例】



死体発見時の取扱いの流れ（例）

参考 2

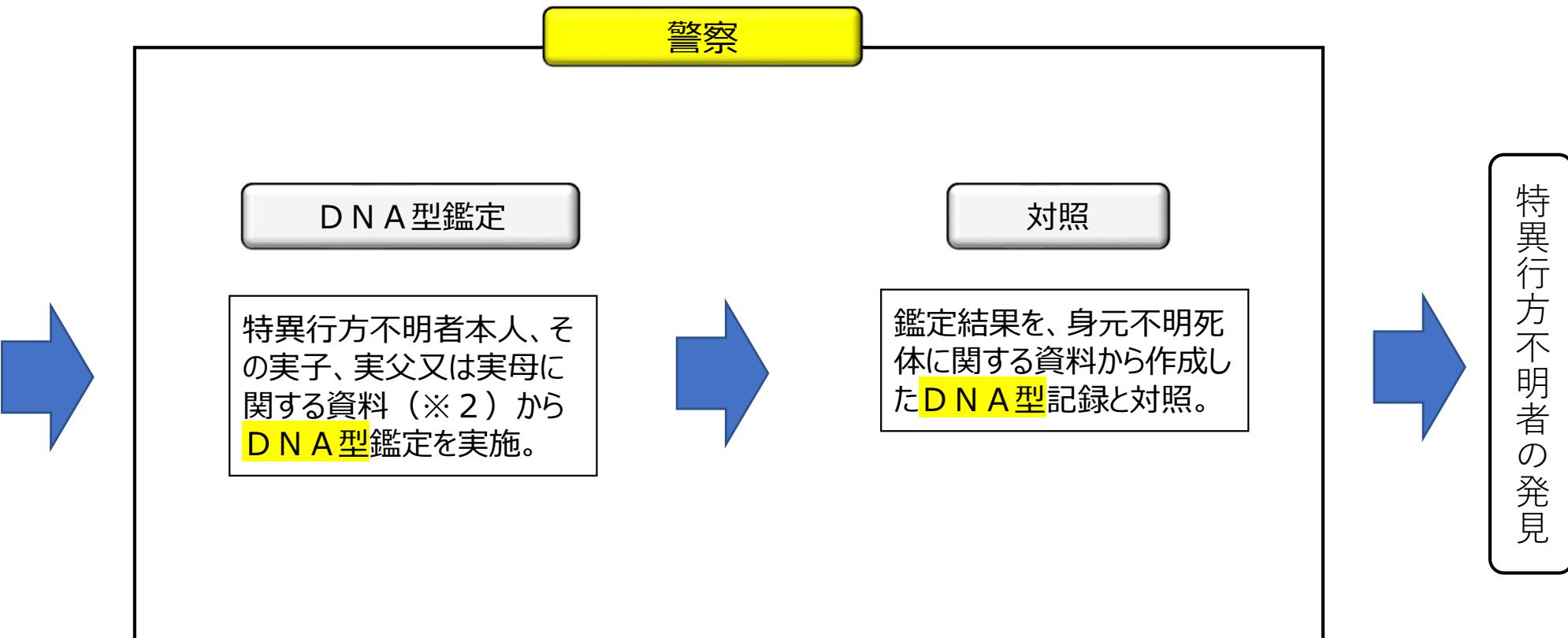
死体の発見・警察への届出



特異行方不明者に係るDNA型鑑定の活用（例）

参考3

特異行方不明者（※1）の届出

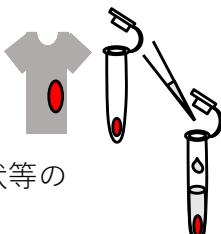


※1 犯罪や事故等に巻き込まれ、生命又は身体に危険が生じているおそれ等のある行方不明者

※2 特異行方不明者が遺留したと認められるものや実子等の身体の組織の一部

DNA型鑑定の流れ

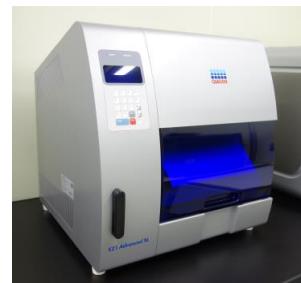
①鑑定準備



- 写真撮影
- 鑑定資料の形状等の外観を確認
- 鑑定資料から試料の切り出し
- 鑑定資料に血液・精液等が付着しているかを検査

検査の実施を装い、「DNA型は検出されなかった。」などとしたもの（類型1）
DNA型鑑定を実施する必要がないにもかかわらず、鑑定資料の一部を
使ってしまったもの（類型6ウ）

②DNA抽出



DNA
抽出液

試料からDNAを抽出・精製し、
DNA抽出液を得る

③DNA定量（濃度）検査



精製したDNA抽出液について
・ヒトDNAの有無
・DNAがどの程度含まれ
ているか
を検査

「鑑定資料の入っていない溶
液」の検査結果について、数
値や日付を書き換えたもの
(類型4)

④DNA増幅（PCR）



DNA
増幅液

DNA抽出液中のDNAを増
やし、DNA増幅液を得る

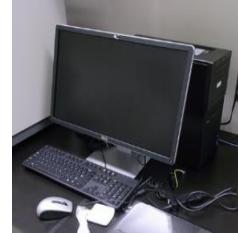
※ ④～⑥は2回実施

⑤電気泳動検査



- DNA増幅液中のDNAを解析
- DNA増幅液に加え、検査が正常に行われていることを確認するための溶液や解析時に必要なデータを得るために溶液（計4種類）を同時に検査

⑥DNA型解析



電気泳動検査の結果を解析
し、DNA型を判定

「鑑定資料の入っていない溶
液」の検査結果について、波形
を組み合わせたもの（類型5）

⑦決裁・回答

以下の書類を作成し、決裁を受ける
決裁後に結果を警察署等に回答

「DNA型は検出されなかった」との結果を得たにもかか
わらず、警察署に回答していなかったもの（類型6エ）

【決裁に綴じられる書類】

- 警察署等への電話回答内容の案
- DNA型表
- ①～⑥の鑑定の日時等の経緯を記載した書類（ワークシート）
- DNA定量検査結果を印字した資料（③）
- 電気泳動検査結果を印字した資料（⑥）

当該職員の鑑定では、D
NA型は検出されなか
ったもの（再鑑定により一
部検出）（類型6ア）

鑑定作業の終了後、決裁を上げる際に、
実際の作業日を別の日付に書き換えたも
の（類型3）

・鑑定資料の残余を写真撮影
・警察署等に返還
※ 口腔内細胞の検査
のように資料を全
て消費するよう
な場合を除く

鑑定作業の終了後、余った
資料を紛失し、本来のもの
とは異なる資料を返還
(類型2)
資料の管理がはずんで、そ
の付属物を紛失したもの
(類型6イ)

不適切なDNA型鑑定について佐賀県警察が行った調査結果（不適切とされた130件）

① 検査の実施を装い、「DNA型は検出されなかった。」などとしたもの（9件）

- 「当該職員の経験上、DNA型が検出される可能性が低いであろうと見込んだ資料の鑑定」を担当した際に、「作業をしたとしても、検出されないだろう」と考え、鑑定すべき資料を使わないまま、作業を実施したこととして、関係書類を整え、「DNA型は検出されなかった」といった結果を作成したもの
- 全て、鑑定資料が残っていたため、再鑑定を実施。結果的に、DNA型は検出されず。

② 鑑定作業の終了後、余った資料を紛失し、本来のものとは異なる資料を返還（4件）

- 資料の管理がすさんで、鑑定後に余った資料を紛失してしまうなどしたため、これを取り繕うため、本来のものとは異なる資料を警察署に返還するなどしたもの
- 返還された「本来のものとは異なる資料」は、その後の検査に使用されていないことを確認済。

③ 鑑定作業の終了後、決裁を上げる際に、実際の作業日を別の日付に書き換えたもの（62件）

- 鑑定作業の終了後、日数が経過してしまったため、決裁を上げる直前、その決裁書類に、「実際の作業日」ではなく、「決裁の直前の日付」を記入するなどして、決裁書類に綴じたもの
- 「日付」を書き換えて決裁書類に綴じたものであり、鑑定結果自体には影響せず。

④ 「鑑定資料の入っていない溶液」の検査結果について、数値や日付を書き換えたもの（7件）

- 鑑定機器が正常に作動しているか確認するために、「鑑定資料が入った溶液」と同時に検査することとなっている「鑑定資料の入っていない溶液」の検査について、より決裁を受けやすいよう、数値を貼付したり、また、実際の作業日とは異なる日付で資料を印字したりして、決裁書類に綴じたもの
 - 検査結果のデータが鑑定機器の中に残っており、確認した結果、鑑定結果自体には影響せず。
 - いずれも、「本来の鑑定資料が入っている溶液」ではなく、「資料の入っていない溶液」の検査結果に関するもの。

⑤ 「鑑定資料の入っていない溶液」の検査結果について、波形を組み合わせたもの（37件）

- 鑑定機器が正常に作動しているか確認するために、「鑑定資料が入った溶液」と同時に検査することとなっている「鑑定資料の入っていない溶液」の検査について、より決裁を受けやすいよう、検査結果の波形を組み合わせ、決裁書類に綴じたもの
 - 検査結果のデータが鑑定機器の中に残っており、確認した結果、鑑定結果自体には影響せず。
 - いずれも、検査結果自体は改変しておらず、組み合わせを変更したのみ。

⑥ その他のもの

（①～⑤の類型に当てはまらないもの）（11件）

- 当該職員の鑑定では、DNA型は検出されなかったもの（再鑑定により一部検出）
- 資料の管理がすさんで、その付属物を紛失したもの
- DNA型鑑定を実施する必要がないにもかかわらず、鑑定資料の一部を使ってしまったもの
- 「DNA型は検出されなかった」との結果を得たにもかかわらず、警察署に回答していないかったもの
 - いずれも、鑑定資料に手が加えられたりしたものではない。
 - 本人の鑑定自体が、その後の検査に影響するものではない。

犯罪捜査目的 (101件)	I 犯人を特定し、検挙するための鑑定	72件
	1 犯人を検挙している事件に関する鑑定 (※対象職員による鑑定結果のみを証拠として犯人を検挙しているものはない)	38件
	① 鑑定結果を送致しているもの	21件
	② 鑑定結果を送致していないもの	17件
	2 捜査中の事件に関する鑑定	25件
	3 時効が成立している事件に関する鑑定	9件
	① 鑑定結果を送致しているもの	3件
	② 鑑定結果を送致していないもの	6件
	II 被害者のDNA型を確認するための鑑定 (※ 鑑定結果は送致している)	1件
	III 変死体（犯罪による死亡の疑いがある死体）の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定	28件
犯罪捜査目的 以外 (29件)	1 事件性を判断するためのもの	21件
	2 身元の確認を行うためのもの	7件
	IV 死体の身元を確認するための鑑定	19件
	V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定	10件
	合計	130件

（注）1通の鑑定嘱託書を受けて行った鑑定を1件として計上しており、1事件で複数の鑑定を行ったものがある。

I-1 ① 犯人を検挙している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致しているもの：21件）

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された犯人性立証に関する証拠関係	【参考】 佐賀県警察による不適切類型
			被疑者のDNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの		
1	窃盗事件	被疑者は、商店に侵入し、現金在中の箱を窃取したものである。	○	自供、引き当たり	③
2	業務上過失致死事件	被疑者は、業務上の過失により、被害者に傷害を負わせ、死亡させたものである。		目撃者供述、自供	③
3					③
4	準強制性交等事件	被疑者は、抗拒不能になった被害者に対し性交を行ったものである。	○	SNS、防犯カメラ、被疑者携帯検査、被害者供述	③
5	福岡県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、公共交通機関の車内において、被害者の身体を撫でるなどしたものである。	○	車内カメラ、参考人供述、自供	③
6	建造物侵入・窃盗事件	被疑者は会社事務所内に侵入し、事務所内の物品を窃取したものである。		盗品検査、防犯カメラ、指紋、自供	③
7	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。		参考人供述、自供	⑤
8	不同意わいせつ事件	被疑者は、被害者の同意なく、わいせつな行為をしたものである。		SNS、被害者供述	②
9	ストーカー規制法違反事件	被疑者は、ベランダ等にごみ等を投棄したものである。	○	防犯カメラ、被害者供述	③
10	大麻取締法違反事件	被疑者は、営利目的で大麻草を栽培したものである。		捜索差押、警察官の目撃、自供	①
11	不同意性交等事件	被疑者は、被害者が16歳未満の者であることを知りながら、同人と性交したものである。		被害者供述、目撲者供述、自供	⑥-1
12	殺人未遂事件	被疑者は、殺意をもって、被害者を包丁で複数回切り付けるなどしたが、切創の傷害を負わせたにとどまったものである。	○	犯行現場において逮捕、目撲者供述	③
13			○		③
14	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を所持したものである。		捜索差押、押収した覚醒剤、被疑者の尿の鑑定、犯行現場にて逮捕	③
15	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。	○	捜索差押、別資料の鑑定（当該職員以外の鑑定結果）、自供	③
16			○		③
17	窃盗事件	被疑者は、被害者方から、下着を窃取したものである。	○	防犯カメラ、被害者供述、自供	⑤
18	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。	○	防犯カメラ、被疑者携帯検査、参考人供述	③
19	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。	○	ドライブレコーダー	③
20	詐欺事件	被疑者は、無銭飲食を行ったものである。	○	本件犯行時に併せて窃取した被害品を所持、自供	④
21	不同意わいせつ事件	被疑者は、被害者の同意なく、わいせつな行為をしたものである。	○	防犯カメラ、被害者供述	③

I-1(2) 犯人を検挙している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致していないもの：17件）

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された犯人性立証に関する証拠関係	【参考】 佐賀県警察による不適切類型
			被疑者のDNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの		
1	窃盗事件	被疑者は、商店に侵入し、商品を窃取したものである。		遺留品からの聞き込み、自供	③
2	器物損壊事件	被疑者は、窓ガラスを破壊したものである。		自供	③
3	器物損壊事件	被疑者は、被害者管理にかかる建造物の一部を損壊させたものである。	○	防犯カメラ、車両照会、参考人供述、自供	③
4	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。		自供	③
5	建造物侵入・窃盗事件	被疑者は、倉庫内に侵入し、物品を窃取したものである。		自供	⑥-4
6	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。		防犯カメラ	④
7	住居侵入事件	被疑者は、被害者方の敷地に侵入したものである。		自供	①
8	窃盗事件	被疑者は、商店において、商品を窃取したものである。		防犯カメラ、自供	⑤
9	窃盗事件	被疑者は、さい銭箱内から現金を窃取したものである。		足跡、自供、引き当たり	③
10	窃盗事件	被疑者は、さい銭箱内から現金を窃取したものである。	○	防犯カメラ、指紋、自供	③
11	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を所持したものである。		捜索差押、被疑者の尿の鑑定	③
12	窃盗事件	被疑者は、資材置き場から、物品を窃取したものである。		自供	③
13	大麻取締法違反事件	被疑者は、営利の目的で、大麻を所持したものである。		捜索差押、自供	⑥-1
14	住居侵入・窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、現金等を窃取したものである。	○	自供、引き当たり	③
15	窃盗事件	被疑者は、自動車内から金品を窃取したものである。		職務質問時に被害品所持、自供	①
16	窃盗事件	被疑者は、被害者方から、下着を窃取したものである。		防犯カメラ、車両検査、捜索差押、自供	⑥-1
17	住居侵入・窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、下着を窃取したものである。	○	ドライブレコーダー、足跡、犯行直前現場付近の警察官の目撃、被害者供述	③

I - 2 捜査中の事件に関する鑑定（25件）

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	【参考】 佐賀県警察による不適切類型
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの	
1	窃盗事件	被疑者は、会社事務所内に侵入し、物品を窃取したものである。		④
2	住居侵入事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入したものである。	○	⑥-2
3	非現住建造物等放火事件	被疑者は、建物の手すりや床等を焼損させたものである。		⑥-1
4	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。		①
5	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。		③
6	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。		①
7	器物損壊事件	被疑者は、駐車中の自動車の一部を損壊したものである。		①
8	住居侵入事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入したものである。		③
9	住居侵入事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入したものである。		⑥-1
10	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	③
11	住居侵入・窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、現金を窃取したものである。		①
12	窃盗事件	被疑者は、農作物を窃取したものである。		⑥-3
13	器物損壊事件	被疑者は、ドア等に尿ようのものをかけ、汚損させたものである。		⑥-1
14	邸宅侵入事件	被疑者は、邸宅内に侵入したものである。		③
15	窃盗事件	被疑者は、被害者所有の物品を窃取したものである。	○	③
16	器物損壊事件	被疑者は、飲食店の容器に口を付けて使用不能にさせたものである。	○	②
17	器物損壊事件	被疑者は、ドアに尿ようのものをかけ、汚損させたものである。		④

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果		【参考】 佐賀県警察による不適切類型
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの		
18	窃盗事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物品を窃取したものである。			②
19	窃盗事件	被疑者は、ロッカーから、現金を窃取したものである。			①
20	詐欺事件	被疑者は、代価を支払わずに店舗のサービスを受けたものである。	○		⑤
21	住居侵入事件	被疑者は、被害者が管理する敷地内に侵入したものである。			③
22	器物損壊事件	被疑者は、屋外に設置された工作物を破壊したものである。	○		②
23	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、ドアに無色透明の液体様のものをかけたものである。	○		⑤
24	詐欺事件	被疑者は、無銭飲食を行ったものである。	○		③
25	不同意性交等事件	被疑者は、被害者の同意なく、性交したものである。			①

I-3① 時効が成立している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致しているもの：3件）

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	【参考】 佐賀県警察による不適切類型
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの	
1	窃盗事件	被疑者は、船内の備品を窃取したものである。	○	③
2	軽犯罪法違反事件	被疑者は、小便をしたものである。		③
3	強盗致傷事件	被疑者は、被害者のバッグを強取し、被害者を負傷させたものである。	○	③

I-3② 時効が成立している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致していないもの：6件）

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	【参考】 佐賀県警察による不適切類型
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの	
1	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。		③
2	窃盗事件	被疑者は、被害者方から、現金を窃取したものである。		③
3	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。		⑥-4
4	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。		⑥-4
5	建造物侵入・窃盗事件	被疑者は、店舗内に侵入し、現金等が入っている備品を窃取したものである。		③
6	軽犯罪法違反事件	被疑者は、小便をしたものである。		③

II 被害者のDNA型を確認するための鑑定（1件）

※ 鑑定結果は送致している。

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果		【参考】 佐賀県警察による不適切類型
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの		
1	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	防犯カメラ	⑤

III-① 変死体（犯罪による死亡の疑いがある死体）の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定
(事件性を判断するためのもの：21件)

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果		資料等から確認された事件性判断に関する証拠関係	事件性判断の結果	【参考】佐賀県警察による不適切類型
		死亡者のDNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの				
1	発見者が、倒れている死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査、顔貌確認	事件性なし	③
2	発見者が、川に沈む死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査、防犯カメラ	事件性なし	③
3	警察官が、死亡者方を確認したところ、死亡者を発見したものである。	○		死体見分、環境調査、現場調査、遺書、親族からの聞き取り	事件性なし	③
4		○				③
5	発見者が、屋外において、倒れている死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	③
6		○				③
7	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	○		死体見分、環境調査、現場調査、指紋、遺書	事件性なし	③
8	発見者が、首を吊っている死亡者を発見したものである。	○		死体見分、環境調査、現場調査、薬毒物検査	事件性なし	⑤
9		○				⑤
10	発見者が、死亡者方を訪問したところ、死亡者を発見したものである。			解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	③
11						③
12	警察官が、屋外において死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査	事件性なし	⑤
13		○		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	③
14	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	○		死体見分、環境調査、現場調査	事件性なし	⑤
15		○				⑤
16	発見者が、死亡者方の敷地内において死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	⑤
17	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	③
18		○				③
19	発見者が、屋外において、死亡者を発見したものである。			解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	④
20	警察官が、死亡者方において、死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	③
21		○				③

III-② 変死体（犯罪による死亡の疑いがある死体）の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定
(身元の確認を行うためのもの：7件)

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果		資料等から確認された 身元確認及び事件性判断に関する証拠関係	身元確認の結果	事件性判断の結果	【参考】 佐賀県警察による不適切類型
		死亡者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの					
1	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	○	死体見分、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	⑤	
2						③	
3	発見者が、首を吊っている死亡者を発見したものである。	○	死体見分、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	⑤	
4						⑤	
5	発見者が死亡者方を訪問したところ、死亡者を発見したものである。	○	死体見分、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	⑤	
6	発見者が、火災現場において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	⑤	
7		○				⑤	

IV 死体の身元を確認するための鑑定（19件）

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	身元確認の結果	【参考】 佐賀県警察による不適切類型
		DNA型の検出が書類等により確認されたもの		
1	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	⑤
2		○		⑤
3	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	③
4	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	⑤
5		○		⑤
6	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	③
7	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	③
8		○		③
9	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	⑤
10		○		⑤
11	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	⑤
12		○		⑤
13		○		⑤
14	死亡者の同居人が、死体を発見したものである。	○	身元判明	⑤
15	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	⑤
16		○		⑤
17	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	③
18	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	④
19		○		④

V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定（10件）

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	結果	【参考】 佐賀県警察による不適切類型
		DNA型の検出が書類等により確認されたもの		
1	行方不明事案	○	手配中	⑤
2		○		③
3		○		⑤
4	行方不明事案	○	行方不明者届取り下げ	③
5		○		⑤
6	行方不明事案	○	行方不明者届取り下げ	③
7		○		⑤
8		○		⑤
9		○		⑤
10	行方不明事案	○	発見	⑤